

紀宝町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

1 目的

太陽光発電施設の設置に伴い、自然環境や生活環境の保全、良好な景観の形成、災害の防止等の観点から、事業計画作成の初期段階のできるだけ早い時期に、町及び地域住民へ事業概要を説明し、地域住民と十分にコミュニケーションを図るなど、太陽光発電事業者に対し地域と共生した太陽光発電施設の導入を促すことを目的とします。

2 対象施設

このガイドラインは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT法」といいます。）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」といいます。）の認定申請（認定申請中を含みます。）を行う次の施設を対象とします。

（1）対象施設：太陽光発電施設

（2）設置場所：紀宝町内

（3）施設規模：発電出力が 10 kW 以上 50 kW 未満の施設。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置されるものを除きます。

※ 50 kW 以上の太陽光発電施設は「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」が適用されます。

3 太陽光発電事業の実施の際に遵守すべき事項

太陽光発電により、電気を供給する事業を行う者（以下「事業者」といいます。）は、太陽光発電事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守してください。

（1）地域住民等との協調を保つため、事業計画作成の初期段階のできるだけ早い時期に、事業計画等の内容を説明会などで周知し、事業に対する意見等の把握に努めてください。

（2）地域住民から出された要望、意見等に対しては、書面を交付するなど迅速かつ誠実な対応をしてください。また、太陽光発電施設設置後、太陽光発電施設に起因して発生した苦情に対しても、迅速かつ誠実な対応をしてください。

（3）関係法令等を遵守し、周辺的生活環境及び景観との調和に配慮してください。

（4）太陽光発電施設設置区域内における除草等の環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮してください。

（5）火災、風水害、土砂流出等で災害が発生しないよう適切な災害防止対策及び安全対策を講じてください。

（6）事故、機器の故障、災害等が発生した場合、速やかに対応するため、事業者の名称、連絡先その他の必要な事項を記載した標識を敷地内の見やすい場所に設置してください。

（7）太陽光発電施設を適切に維持・管理していくため、日常的な巡視及び定期的な点検を行うとともに、実施した保守点検及び維持管理の内容について記録し、及び保管し、町の求めに応じて提出できるようにしてください。

（8）パワーコンディショナー等からの騒音若しくは振動又はパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないよう、必要な措置を講じてください。

（9）事業を廃止した時は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づいて、速やかに事業者の責任により撤去等適切に処理し、処分をしてください。また、固定価格買取制度の価格には、廃棄費用が含まれていることに留意し、撤去及び処分に係る費用を確保してください。

4 関係法令に基づく手続

- (1) 事業者は、太陽光発電施設を設置する場合において、6の関係法令に該当する場合は、当該太陽光発電施設の規模にかかわらず、町の関係課及び関係行政機関と事前に協議し、必要な手続を行ってください。
- (2) このガイドラインでは、関係法令等の規定による許可及び届出が必要な区域を基に、別表のとおり「設置するのに適当でない区域」及び「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」を設定します。事業者は、別表を参考に土地の選定及び開発計画の策定を行ってください。

5 事業概要書の提出

事業者は、事業計画作成の初期段階のできるだけ早い時期に市の窓口相談するとともに、工事に着手する前のできるだけ早い時期に事業概要書（別記様式）を提出してください。
※提出された「事業概要書」は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有します。また、地域住民から求められた場合は、地域住民に情報提供を行います。

窓口：紀宝町役場 環境衛生課 電話 0735-33-0338

6 関係法令及び所管部署

太陽光発電施設の設置に係る主な法令等は、次のとおりです。

関係法令	所管部署
自然公園法	環境省 近畿地方環境事務所 熊野自然保護官事務所
森林法	三重県熊野農林事務所 森林・林業室
三重県水源地域の保全に関する条例	三重県熊野農林事務所 森林・林業室
農業振興地域の整備に関する法律	紀宝町産業振興課
農地法	紀宝町農業委員会
土砂災害防止法	三重県熊野建設事務所
鳥獣保護管理法	三重県農林水産部 獣害対策課
景観法（三重県景観づくり条例）	三重県県土整備部 都市政策課
河川法	三重県熊野建設事務所
海岸法	三重県熊野建設事務所
港湾法	三重県熊野建設事務所
砂防法（三重県砂防指定地等管理条例）	三重県熊野建設事務所
地すべり防止法	三重県熊野建設事務所
急傾斜地崩壊防止法	三重県熊野建設事務所
文化財保護法	紀宝町教育委員会 生涯学習センター

7 その他

- (1) このガイドラインの記載事項について、町が必要と認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言を行うことがあります。
- (2) 関係法令等の違反が疑われる場合には、違反が疑われる法令等を所管する行政機関に情報提供を行い、適切な指導等が行われるよう促します。
- (3) 2)に該当する場合、町は、県と情報共有を図り、連携して国に相談をするとともに、指導及び助言、改善命令、認定の取消等について、FIT法に基づく対応を国へ依頼します。
- (4) 事業全体の計画及び実施については、経済産業省資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づいて進めてください。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和元年10月1日から施行します。
- 2 このガイドラインの施行日において既に太陽光発電施設の工事に着工している事業者又は既に太陽光発電事業を行っている事業者は、このガイドラインの趣旨に沿った対応をしてください。

別記様式

年 月 日

紀宝町長 様

住所
事業者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

印

事業概要書

- この事業概要書は、「紀宝町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に基づき、事業者が町へ提出するものです。
- 事業概要に必要な事項を記入の上、工事に着手する前のできるだけ早い時期に、紀宝町環境衛生課へ提出してください。
- 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図及び配置図を添付してください。

【事業概要】

内 容		記入年月日	年 月 日
1	施設設置予定場所（住所）（複数の地番がある場合は全て記入）		
2	事業予定地の面積（㎡）		
3	事業予定地の登記地目（複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入）		
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。		
4	土地所有者名		
5	発電事業者	事業者名	
6		代表者名	
7		住 所	
8		電話番号	
9		担当者名	
10		緊急連絡先	
11	総発電出力（kW）		
12	設置区域における関係法令の確認の有無	有 無（関係法令： ）	
13	事業認定申請予定		年 月
14	設置工事着手予定		年 月
15	運転開始予定		年 月
16	事前説明を予定している地域		

- 注1 事業概要書の提出後に、事業概要の主要事項（1～11）に変更があった場合には、事業概要書を変更の上、再度提出してください。
- 2 提供のあった情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有します。
 - 3 地域住民への説明の際は、この事業概要書に基づき説明を行ってください。

別表

①「設置するのに適当でない区域」

関係法令等に基づき開発行為が厳しく制限（原則不許可等）されている区域又は防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域

関係法令	対象区域等	理由
自然公園法	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。
	第1種特別地域	
	第2種特別地域	
	第3種特別地域	
森林法	保安林	水源の涵かん養、土砂流出の防備等のために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく規制しているため。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく規制されているため。
農地法	甲種農地 第1種農地	
土砂災害防止法	土砂災害（特別）警戒地域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域であるため。
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であるため。
文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物の指定地（世界遺産の登録資産を含みます。）	文化財の価値保全のために、指定地内の現状変更等が厳しく制限されているため。

②「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」

関係法令、条例の規定により許可、届出等を要するなど、防災、環境保全、景観、土地利用等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、十分な検討や調整を要する区域

関係法令	対象区域等	理由
自然公園法	普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。
三重県水源地域の保全に関する条例	特定水源地域	水源地域のうち、水道事業の水源地として水を供給していることから、森林の有する水源の涵かん養機能の維持増進を図るため、特に保全が必要な区域であるため。
農地法	第2種農地	周辺農地との調和や農地確保の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。
	第3種農地	
景観法（三重県景観づくり条例）	熊野川流域景観区域	世界遺産・熊野川を有する地域にふさわしい景観を形成していくために、世界遺産の登録資産（コアゾーン）及び緩衝地帯（バッファゾーン）と一体的な保全が求められる区域であるため。
河川法	河川区域	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害の発生を防止させるために指定されている区域であるため。
	河川保全区域	
海岸法	海岸保全区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。
港湾法	港湾隣接地域	港湾の適正な利用を確保するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。
	臨港地区	
砂防法（三重県砂防指定地等管理条例）	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更又は工作物の設置については許可が必要な場合があるため。
地すべり防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止するため、土地の形状変更又は工作物の設置については許可が必要な場合があるため。

急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更又は工作物の設置については許可が必要な場合があるため。
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録保存のための発掘調査を実施する必要があり、事業計画段階からの調整を要するため。

③ ①②以外の区域

①及び②の区域以外であっても、土地の選定に当たっては、関係法令等を十分に確認し、検討や調整を行ってください。

さらに、太陽光発電施設の設置に関し、防災、環境保全、景観保全等の観点から、地域住民の理解が得られず、事業が進まないケース、想定していなかったコストの発生等さまざまな事業リスクが生じる可能性がありますので、①及び②の区域に関わらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定及び開発計画の策定を行ってください。